

愛媛労働局発表

平成30年4月27日

報道関係者 各位

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
衛生専門官 中野 邦宏
電話 089-935-5204 (内線 470)

平成30年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで
(準備期間：4月、重点取組期間：7月)

今年の夏は暑い予報となっています。職場の熱中症死亡ゼロを目指し、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の取り組みを推進しましょう。

愛媛県内の平成29年の熱中症※1による休業4日以上の方の被災者は9人で、前年比2人減少しましたが、例年に比べると高い水準にあります。

厚生労働省及び愛媛労働局では、昨年度初めて実施した「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を、本年度は特に重篤な熱中症災害を防止することを重点として実施します。

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の概要

[実施事項] 下線は各期間の重点実施事項

- 準備期間（4月）
 - ・ WBGT値※2（暑さ指数）の把握の準備 ・ 作業計画の策定等 ・ 設備対策の検討
 - ・ 休憩場所の確保の検討 ・ 服装等の検討 ・ 教育研修の実施
 - ・ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立 ・ 緊急事態の措置
- キャンペーン期間（5月1日～9月30日）
 1. WBGT値（暑さ指数）の把握、WBGT値の評価
 2. 作業環境管理（暑さ指数低減対策の実施、休憩場所の整備等）
 3. 作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装等）
 4. 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認）
 5. 労働衛生教育（期間中、機会をとらえて繰り返し実施）
 6. 異常時の措置（発症時の症状に応じた対応等）
 7. 熱中症予防管理者の業務等
- 重点取組期間（7月）
 - ・ 上記「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」、「労働衛生教育」、「異常時の措置」の徹底と必要に応じた追加対策の実施

- 2013 年度から 2017 年度まで取組を行った「第 12 次労働災害防止計画」では、熱中症の防止に関し、「平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上労働災害の死傷者の数を 20%以上減少させる。」ことを目標として対策を推進したものの、職場での熱中症による死傷者数は、平成 20 年～平成 24 年の 5 年間の 20 人に対し、平成 25 年～平成 29 年の 5 年間では 37 人（17 人、85%の増加）となり、目標の達成どころか大幅な増加となりました。死亡者数も同期間で 1 人から 4 人と大幅に増加しています。（別添 3 参照）
2018 年度から 2022 年度までの 5 年間に当局で重点的に取り組む事項を定めた「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画」では、「熱中症の予防」を重点対策の一つとし、重篤化を防ぐ観点から、「職場での熱中症による死亡者数を 2013 年から 2017 年までの 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 50%以上減少させる。」（厚生労働省の第 13 次労働災害防止計画の目標は、同期間で 5 %以上減少）を目標として、重点的に対策を推進することとしています。
- 当局で平成 29 年 11 月に実施した「平成 29 年度労働衛生対策取組状況調査」の結果では、県下の熱中症予防対策に取り組んでいる事業場の割合は 64.4%（「熱中症になる作業はない」と回答した事業場を除く割合は 84.0%）となっています。
また、取り組んでいる熱中症予防対策は、「作業員への教育の実施」が最も多く 71.0%、次いで「作業時間管理、休憩場所整備、服装等の暑さ対策の実施」が 68.1%となっているものの、「熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立」3.3%、「熱に順化する期間の設定」3.9%、「WBGT 値の測定」9.5%と取組が低調なものが認められ、職場において組織的な熱中症予防対策が十分に浸透していない状況がうかがえます。（別添 4 参照）
- 平成 30 年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施については、愛媛労働局長から平成 30 年 3 月 13 日付けで関係団体（県内 96 団体）に対し取組要請を行っています。
また、主唱団体（県下の労働災害防止団体 7 団体）とは、相互連携により一体的に推進することとしており、特に本年度は、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、重点的に周知・啓発を当該団体等と実施することとしております。
なお、当局及び県下の労働基準監督署では、今後、4 月以降に開催する各種会議、6 月初旬に県内各所で開催される全国安全週間実施要綱説明会等あらゆる機会を捉えて当該キャンペーン実施事項として示す内容の取組の徹底について指導します。
- 取組を支援するための熱中症予防に係る有益な情報（災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介等）を、厚生労働省ホームページの特設サイトで提供することとしています。
- 気象庁発表の四国地方の 3 か月予報では、平年より気温が高い確率は 4 月 50%、5 月 40%、6 月 40%と予報され、暖候期予報では、夏（6 月～8 月）の気温が高い確率は 50%の予報となっています。今年の夏は暑いことが予想されます。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。

めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 WBGT 値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

【添付資料】

別添1 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

別添2 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（全国 平成30年1月末時点速報値）

別添3 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（愛媛労働局）

別添4 平成29年度労働衛生対策取組状況調査結果（熱中症関係）

別添5 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット